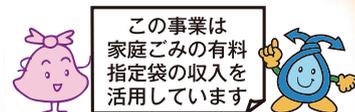


# 新規募集のお知らせ



# コミュニティ回収

古紙類・古着類などを地域団体に回収・リサイクル

ごみ減量・リサイクルに取り組む  
地域コミュニティを応援・助成します！

京都市では、「リサイクルできる紙類」などの資源物の回収による、ごみの減量・リサイクルの取組を支援するため、コミュニティ回収制度(地域の皆様の自主的な集団資源物回収への助成)を実施し、奨励しています。



## 「リサイクルできる紙類」の分別を義務化しています！

京都市では、平成27年10月からごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」をスタートし、ごみの減量と資源物の分別・リサイクルの更なる促進を図るため、「リサイクルできる紙類」などの資源物を必ず分別していただくこと(分別の義務化)としています。

コミュニティ回収制度は、地域における「リサイクルできる紙類」や「古着類」などの資源物の分別・リサイクル活動を応援する制度です。

是非とも新規登録していただき、地域ぐるみでごみ減量・リサイクルに取り組みましょう！

雑がみについては→5ページへ

通年  
受付中

## < 申込方法 >

1. 各団体で、回収品目、回収日時、回収場所等を決定のうえ、資源物回収業者に相談してください。
2. 下記の必要書類を各区役所・支所内のエコまちステーションに提出してください。(持参または郵送。5ページを参照。)

① 『コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書』

② 『通帳コピー』 (団体名義の口座であること)

※表紙と表紙裏面の団体名義の記載部分が必要

※原則、口座名義の団体名と申請団体名が一致するようにしてください。



※本パンフレットの内容は、住民団体(マンション管理組合を含む。)からの申込方法です。

マンションの所有者及び管理会社が申し込まれる場合は、京都市まち美化推進課(075-222-3952)までお問い合わせください。

# コミュニティ回収登録団体の新規募集について



## 応募資格

- (1) 京都市内において地域で資源物の集団回収を実施する概ね **10世帯以上**により構成される**住民団体**であること。
- (2) 「**回収品目**」に掲げる資源物を定期的かつ継続的に回収する団体であること。
- (3) 資源物の回収を業として行う者（資源物回収業者）でないこと。
- (4) 回収品目、回収日時等について、**事前に資源物回収業者と合意済み**であること。

※ **資源物回収業者が見つからない場合は、各区役所・支所内のエコまちステーションに御相談ください。**

※ **必ず申請月には回収を実施してください。**



## 回収品目（※）

以下の品目のうち、**雑がみ**と**古着類**は、必ず回収が必要です。

- (1) 古紙類（新聞、ダンボール、**雑がみ**、紙パック）  
※ **雑がみには、雑誌・書籍を含みます。**（詳細は5ページへ）
- (2) **古着類**（古着・古布など）
- (3) 缶 類（アルミ缶・スチール缶）
- (4) びん類（**使い捨てのびん（ワンウェイびん）が対象です。**一升びんやビールびんなど、洗って何度も使えるびん（リユースびん）は対象外です。販売店や市の回収拠点に出してください。）
- (5) その他（ペットボトル、小型金属類など）

※ **資源物回収業者が回収する品目のみ対象となります。京都市の定期収集に出されている場合などは対象となりません。**



## 新規団体の助成金額

申請月（開始月）に応じて右表のとおり交付します。

※ **必ず申請月には回収を実施してください。**

※ **助成金は、コミュニティ団体としての登録完了後に交付します。コミュニティ回収の実施に必要な地域へのお知らせチラシやポスターの作成費用等の一部として使用してください。**

### ●住民団体 助成金額

開始月	助成金額 (年額 / 開始月により異なる)
4月	15,000円
5月	13,750円
6月	12,500円
7月	11,250円
8月	10,000円
9月	8,750円
10月	7,500円
11月	6,250円
12月	5,000円
1月	3,750円
2月	2,500円
3月	1,250円

(注) 毎年度交付申請をしていただきます。

なお、2年目以降の年額は15,000円となります。



## 実績報告書の提出

翌年度に、回収実績を提出いただく必要があります。資源物回収業者が発行する **回収伝票等は大切に保管してください。**

※ 回収伝票等は、申請月から3月（年度末）までの回収ごとに発行されたもので、回収品目ごとに回収量（kg）が記載されている必要があります。



## コミュニティ回収の情報公開について

京都市では、コミュニティ回収に参加されていない近隣の方や、お近くへ引っ越して来られた方などにも資源物をお出しいただけるよう、「コミュニティ回収 回収場所に関する個人情報公開同意書」を提出していただいた団体の回収場所や回収日時等を京都市のホームページなどで公開しています。

**情報公開に同意いただき、積極的に資源物を受け入れていただくことにより、ごみの減量・再資源化を促進することができるのと同時に、団体の回収量の増加にもつながりますので、是非、御協力をお願いします。**

回収場所の公開に同意していただける場合は、各区役所・支所内のエコまちステーション（5ページ参照）まで御連絡いただき、同意書を受け取ってください。

### 掲載内容

- 回収場所
- 回収日時
- 回収品目

### 掲載先

- 京都市情報館（京都市ホームページ）。「**京都市 資源物回収マップ**」で検索  
※ その他、資源物回収に関する問合せ時に御案内させていただく場合があります。

### 同意していただく際の注意事項

- 同意書は、必ず回収場所の所有者や管理者が記入してください。
- 同意書は、1つの回収場所の公開に対し、1枚必要となります。複数の回収場所を公開していただける場合は、同意書の原本をコピーしていただくか、各区役所・支所内のエコまちステーション（5ページ参照）まで御連絡ください。
- 情報公開していただいている場合、毎年度、公開場所についての内容確認資料の御提出をお願いします。  
※ 内容確認資料は、本市から送付します。



## その他

- ◎ コミュニティ回収の「年度」とは、4月から翌年3月までの1年間のことをいいます。
- ◎ 助成金は、年度ごと（1年度に1回）に交付申請が必要になります（年度初めに送付します。）。
- ◎ **年度終了後に、実績報告書や回収伝票等を提出しない場合、その他、助成金交付に不相当と認められる場合は、登録を取り消し、既に助成金を交付している場合には、返還を求めることがあります。**

「コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書」は3ページ及び4ページの記入例を参考に記入してください。

**【注意点】**

- ※ 鉛筆、消せるペン、修正テープ・修正液は使用不可です。
- ※ 訂正する場合は、誤った箇所<sup>①</sup>に二重線を引き、その上(空白箇所)に正しい文字を記載してください。

# 記入例(表面)

第1号の1様式(第4条関係)【住民団体用】

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

## コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書

会長、理事長、代表などで申請してください。副会長、委員、会計、〇〇係などでは申請できません。

(あて先) 京都市長

フリガナ	カンキョウチョウナイカイ		役職名	会長
団体名称	環境町内会			
申請者	フリガナ	キョウト タロウ		
	氏名	京都 太郎		
	住所	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 資源めぐるハイツ102号室 (※住所に通り名がある場合は、略さず御記入ください。)		
	電話番号	↓日中連絡の取れる連絡先 075-●●●-△△△△	学区	●× 学区
その他連絡先(希望者のみ)	役職氏名	会計 環境 美子	電話番号(携帯番号)	075-〇〇〇-××××

↓住所は通り名や番地、マンションの号室まで略さず記入してください。

↓日中連絡の取れる連絡先

京都市コミュニティ回収の登録及び助成金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請

代表者以外への連絡を希望される場合は、御記入ください。※記入いただいても、代表者に連絡することがあります。

申請対象期間	年 月から 年3月まで	
コミュニティ回収参加世帯	100世帯 (10世帯以上が必要です。)	
回収日時(※1)	毎月第1日曜日 [1月のみ第2週]	10時 ~ 11時
回収場所(※2)	市役所西側と資源めぐるハイツ西側 (2箇所)	
資源回収業者名	環境リサイクル産業	
回収品目 (該当品目の数字に○印)	古紙類	① 新聞 ② ダンボール ③ 雑がみ(雑誌・書籍含む) <b>※必須</b> ④ <del>紙パック</del>
	古着類	⑤ 古着・古布 <b>※必須</b>
	缶類 びん類 その他(※3)	6 アルミ缶・スチール缶
		⑦ ワンウェイびん(一升びん、ビールびんなどのリユースびんは対象外)
	8 ( )	

- ※1 「毎月第2日曜日 10時~11時ころ」のように具体的に記入してください。
- ※2 「〇〇公園の前と××駐車場前(2箇所)」のように回収場所と箇所数を具体的に記入してください。
- ※3 8は、「小型金属類」のように具体的に記入してください。

# 記入例(裏面)

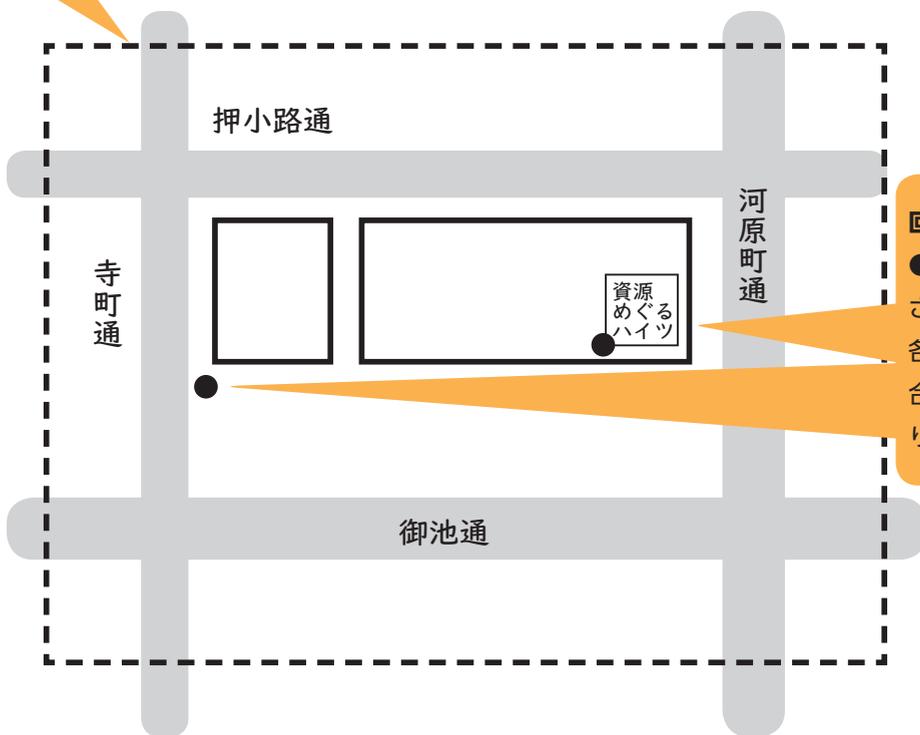
登録番号

地域の地図

※手書きで構いませんので、地域の範囲と資源の回収場所が分かるように記入してください。

回収地域の範囲が分かるように記入してください。

方角をお書きください。



- 資源の回収場所
- ┌───┐ 回収地域の範囲

至四条河原町

地図のコピーの貼付でも結構です。その場合も、回収場所と回収地域の範囲を記入してください。

備考

「町内の全域」、「小学校区の全域」等、補足説明などが必要な場合に記入してください。

# 「リサイクルできる紙類」の 分別・リサイクルにご協力ください！



雑がみなどのリサイクルできる紙類は、市民の皆様の御協力で、分別が進んでいるけど、まだ年間 2.3 万トンも「燃やすごみ」で捨てられているのよ！分別・リサイクルを更に徹底することで、ごみの削減にもつながるし、ごみ袋も節約できて家計にも優しいね！



リサイクルできる紙類は、大きく「新聞」・「ダンボール」・「雑がみ(※)」・「紙パック」の4つに分けられるよ！



## (※) 雑がみの例

● 紙袋



● 包装紙



● 紙箱



● メモ用紙  
・コピー用紙



● 封筒・はがき



● 紙の芯



● 台紙・画用紙



● カレンダー



● 雑誌、書籍



● チラシ・カタログ



## ▼ お申込み・お問合せ先 ▼

お申込みの際は、申請書に御記入のうえ、下記に郵送又は御持参ください。

※マンションの所有者と管理会社からの申請については、京都市まち美化推進課(075-222-3952)までお問い合わせください。

**北区役所内 北エコまちステーション**  
〒603-8511 北区紫野東御所田町3番地の1  
電話：(075) 366-0155 ファックス：(075) 366-1372

**南区役所内 南エコまちステーション**  
〒601-8511 南区西九条南田町1番地の3  
電話：(075) 366-0188 ファックス：(075) 366-1379

**上京区役所内 上京エコまちステーション**  
〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出町285番地  
電話：(075) 366-0776 ファックス：(075) 366-1373

**右京区役所内 右京エコまちステーション**  
〒616-8511 右京区太秦下刑部町12番地  
電話：(075) 366-0190 ファックス：(075) 366-1380

**左京区役所内 左京エコまちステーション**  
〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2  
電話：(075) 366-0821 ファックス：(075) 366-1374

**西京区役所内 西京エコまちステーション**  
〒615-8522 西京区上桂森下町25番地の1  
電話：(075) 366-0194 ファックス：(075) 366-1381

**中京区役所内 中京エコまちステーション**  
〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
電話：(075) 366-0180 ファックス：(075) 366-1375

**西京区役所洛西支所内 洛西エコまちステーション**  
〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2  
電話：(075) 366-0194 ファックス：(075) 366-1382

**東山区役所内 東山エコまちステーション**  
〒605-8511 東山区清水五丁目130番地の6  
電話：(075) 366-0182 ファックス：(075) 366-1376

**伏見区役所内 伏見エコまちステーション**  
〒612-8511 伏見区鷹匠町39番地の2  
電話：(075) 366-0196 ファックス：(075) 366-1383

**山科区役所内 山科エコまちステーション**  
〒607-8511 山科区槻辻池尻町14番地の2  
電話：(075) 366-0184 ファックス：(075) 366-1377

**伏見区役所深草支所内 深草エコまちステーション**  
〒612-0861 伏見区深草向畑町93番地の1  
電話：(075) 366-0198 ファックス：(075) 366-1384

**下京区役所内 下京エコまちステーション**  
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路東上東塩小路608番地の8  
電話：(075) 366-0186 ファックス：(075) 366-1378

**伏見区役所醍醐支所内 醍醐エコまちステーション**  
〒601-1366 伏見区醍醐大構町28番地  
電話：(075) 366-0311 ファックス：(075) 366-1385

令和5年4月から  
プラスチック製品の分別回収がスタートします。



この印刷物は不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収等にお出しく下さい。



この印刷物は再生紙を使用しています。